

売上高等・利益率の減少に対応する保証制度一覧（R5.4.1現在）

1. 売上高等減少に対応する保証制度および必要書類

【ケースA】売上高等が前年同月比5%以上減少している場合

大阪府融資制度保証	
経営安定サポート資金（府 経安5号）	経安5号「イ」要件認定書
新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金（府 伴走資金・経安5号）	経安5号「イ」要件認定書
新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金（府 伴走資金・一般関係保険）	売上高減少要件確認書
金融機関経由保証	
セーフティネット保証5号	経安5号「イ」要件認定書
伴走支援型特別保証（伴走・経安5号）	経安5号「イ」要件認定書
伴走支援型特別保証（伴走・一般関係保険）	売上高減少要件確認書

【ケースB】売上高等が前年同月比20%以上減少している場合（※ケースAに加えて）

大阪府融資制度保証	
経営安定サポート資金（府 経安4号）	経安4号認定書
新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金（府 伴走資金・経安4号）	経安4号認定書
金融機関経由保証	
セーフティネット保証4号	経安4号認定書
伴走支援型特別保証（伴走・経安4号）	経安4号認定書

2. 利益率減少に対応する保証制度および必要書類

【ケース①】以下のいずれかに該当する場合

- ・最近1か月の売上高総利益率または売上高営業利益率が前年同月比5%以上減少している
 - ・最近1か月の売上高総利益率または売上高営業利益率が直近決算比5%以上減少している
 - ・直近決算の売上高総利益率または売上高営業利益率が直近決算前期比5%以上減少している
- ※利益率が「プラス」から「マイナス」に推移している場合、すべて対象となります。
 ※利益率が「マイナス」から「マイナス」に推移している場合、マイナス幅が増加していれば対象となります。
 （マイナス幅の増加率が5%以上である必要はありません。）

大阪府融資制度保証	
新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金（府 伴走資金・一般関係保険）	利益率減少要件確認書
金融機関経由保証	
伴走支援型特別保証（伴走・一般関係保険）	利益率減少要件確認書

【ケース②】製品等原価のうち20%以上を占める原油または石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているが、価格転嫁できていない場合

大阪府融資制度保証	
経営安定サポート資金（府 経安5号）	経安5号「ロ」要件認定書
新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金（府 伴走資金・経安5号）	経安5号「ロ」要件認定書
金融機関経由保証	
セーフティネット保証5号	経安5号「ロ」要件認定書
伴走支援型特別保証（伴走・経安5号）	経安5号「ロ」要件認定書

- ※創業間もない中小企業者（業歴3か月以上1年1か月未満）の中小企業者については、比較期間の運用が緩和されています。
 ※経安4号および5号認定については、認定権者である[各市町村認定窓口（大阪府Webサイト）](#)（[外部サイト](#)）にお問い合わせください。